

公布された規則のあらまし

佐賀県関西・中京営業本部管理規則の一部を改正する規則（規則第 21 号）

- 1 佐賀県関西・中京営業本部の名称を佐賀県関西・中京事務所（以下「事務所」という。）に改めることとした。（題名及び第 1 条関係）
- 2 事務所の所掌事務のうち、企業誘致の促進に関するものを削ることとした。（第 2 条関係）
- 3 事務所の職制を改めることとした。（第 3 条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県農業大学校管理規則の一部を改正する規則（規則第 22 号）

- 1 指導者研修課の名称を技術研修課に改めるとともに、研修部各課の分掌事務を改めることとした。（第 4 条及び第 5 条関係）
- 2 推薦入学試験の試験科目に筆記試験を追加することとした。（第 19 条関係）
- 3 養成部の入学試験を受けようとする者が提出しなければならない書類等は、校長が別に定めることとした。（第 20 条、様式第 1 号～様式第 10 号関係）
- 4 養成部に入学を許可された者が未成年の場合は、保証人のうち 1 人は、申請者の父、母、親権者又は未成年後見人でなければならないこととした。（第 21 条関係）
- 5 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。